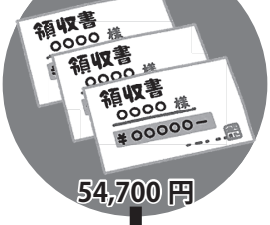


『医療費控除の明細書』の作成方法

- 令和2年中に支払った医療費の領収書を、「医療を受けた方」「病院・薬局」ごとに分類してください。
- 分類した束ごとに、「医療費控除の明細書」へ1行ずつ記入してください。

花子さん・△△病院利用分
(1～12月の合計)



54,700円

1行目に記入

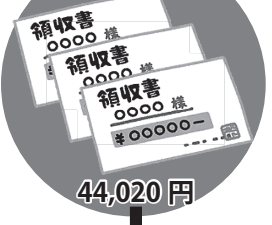
花子さん・□□薬局利用分
(1～12月の合計)



45,500円

2行目に記入

太郎さん・△△病院利用分
(1～12月の合計)



44,020円

3行目に記入

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
○ ○ 花 子	△ △ 病 院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	54,700 円	円
○ ○ 花 子	□ □ 薬 局	☐ 診療・治療 ☒ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	45,500	
○ ○ 太 郎	△ △ 病 院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	44,020	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費		

平成 令和 年分 医療費控除の明細書 [内訳書]

※この控除を受ける方は、必ずマイナンバーカードを提示してください。

1 医療費控除に関する事項

2 医療費(上記1以外)の明細

3 医療費の合計

4 控除額の計算

5 控除後の所得

- ※高額療養費や保険金など医療費を補てんする金額は、医療費の合計額から差し引く必要があります。
- ※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けられる方は、明細書のほかに「健康の保持増進及び疾病予防への取組(健康診断、予防接種等)を行ったことを明らかにする書類」が必要です。
- ※詳しくは、国税庁ホームページの「医療費控除の明細書の記載要領」をご覧ください。

＜医療費控除の対象とならないもの(主な例)＞

- 予防接種の費用 ○健康診断の費用 ○タクシー代 ○眼鏡・補聴器等の購入の費用
 - 風邪予防や健康増進のためのビタミン剤や漢方薬等の購入代金 ○入院時の差額料
- ※各費用については、状況によって対象となる場合もあります。

マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーの記載および本人確認書類が必要になります！

本人確認では、「正しいマイナンバーであることの確認(番号確認)」および「記載したマイナンバーの持ち主であることの確認(身元確認)」を行う必要があります。

●マイナンバーカードをお持ちの方は



マイナンバーカード
だけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

●マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類



マイナンバー入りの住民票など

+

身元確認書類



運転免許証またはパスポートなど

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅からスマートフォンやパソコンを使って申告することができるe-Tax(国税電子申告・納税システム)をぜひご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページの「令和2年分確定申告特集」をご覧ください。か、「確定申告電話相談センター」(滝川税務署<TEL.22-2191>に電話していただき、音声ガイダンスに従って「0」を選択))にお問い合わせください。